

(別紙 1)

下関市上下水道局 D X 技術を用いた漏水調査範囲のスクリーニング業務仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、下関市（以下「甲」という。）が発注する下関市上下水道局 D X 技術を用いた漏水調査範囲のスクリーニング業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

本業務は甲が行う漏水調査において、人工衛星データ及び A I 等を用いて漏水の可能性が高い範囲をスクリーニングする（絞り込む）ことで別途発注する現場音聴調査を効率的に行い、漏水の早期発見による二次災害の防止及び有効率の向上を図ることを目的とする。

3 契約期間等

(1) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(2) 解析データ提出

データ貸与から 5 0 日以内（土日、祝日を除く）

4 対象区域

本業務の対象区域は、下関市内全域とする。（面積 716.28km²、給水区域面積 245.29km²、管路延長約 2,000km）

5 業務計画

受託者（以下「乙」という。）は、業務着手前に業務全体の目的及び内容を把握するとともに、業務計画書を作成し、速やかに甲の承認を得ること。また、業務計画書には次の内容を記載すること。

(1) 業務概要

- (2) 実施体制
- (3) 計画工程表
- (4) 業務フロー

6 業務内容

乙は、甲が貸与する管路データ等と乙が取得する人工衛星データ等をA Iにより解析し、漏水の可能性が高い範囲のスクリーニングを行うこと。

詳細については、次のとおりとする。

(1) 管路データの受取、確認、補完等

甲が貸与する管路データ等を受取り、内容を確認した上で、必要に応じてデータの補正及び補完を行うこと。

貸与するデータは、以下のとおりとする。

ア 管路データ シェープファイル形式

送水管、配水管、給水管、弁栓類、メータ等

イ 漏水履歴データ シェープファイル形式又はCSV形式

送水管漏水修繕履歴、配水管漏水修繕履歴、給水管漏水修繕履歴等

ウ その他甲乙協議の上で必要と認めるもの

(2) 人工衛星データの取得

取得する人工衛星データは最新のデータとし、撮影時期については甲と協議の上、決定すること。

(3) 漏水の可能性が高い範囲のスクリーニング

ア 上記(1)、(2)によって得られたデータをA Iにより解析し、漏水の可能性が高い範囲を直径200m以内の範囲でスクリーニングすること。直径200m以内の範囲であれば、スクリーニング範囲の形状、大きさは問わない。

イ 解析に当たっては、送水管、配水管、給水管を解析対象とすること。

(4) 解析結果の納品

上記(3)でスクリーニングされた漏水の可能性が高い範囲をもとに、別途発注する現場音聴調査範囲の地理データを作成し、提出すること。地理データ作成の詳細(データ形式、形状、属性項目など)は甲と協議の上、決定すること。

(5) 閲覧システムによる解析結果の閲覧

解析結果の閲覧、分析及び現場音聴調査の支援を行うための閲覧システムを提供すること。また、閲覧システムは以下の要件を満たすこと。

- ア ユーザID、パスワード等によりアクセス制限が行えること。
- イ 利用ライセンス数は同時アクセス6ライセンス以上とすること。
- ウ 閲覧システムの操作研修を行うこと。
- エ スマートホン、タブレットからアクセス可能なこと。
- オ 漏水の可能性が高いエリア内のメータ数、管路延長を集計可能なこと。
- カ 現場音聴調査の結果、判明した漏水情報の登録が可能なこと。
- キ 現場音聴調査の進捗管理が可能なこと。
- ク 閲覧システムの利用期間は地理データの提出から令和9年3月31日までとし、別途契約により利用期間の更新が可能なこと。

7 業務責任者及び業務担当者

乙は、業務遂行にあたり業務責任者及び業務担当者を選任し、甲に届け出なければならない。

8 協議

- (1) 乙は、甲と協議する際は業務責任者を出席させなければならない。ただし、疾病等の理由により業務責任者が協議に出席できない場合は、業務担当者又は事前に甲の承認を得た代理の者を出席させることができる。

(2) 乙は、協議を行った場合は、速やかに議事録を作成し、甲の確認を受けなければならない。

9 貸与資料

(1) 乙は、甲から資料の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

(2) 乙は、貸与された資料の管理に十分注意するとともに、業務完了後はこれを速やかに返却しなければならない。

(3) 乙は、貸与された資料を許可なく複製、公開又は貸与してはならない。

10 提出書類等

(1) 着手時

ア 業務計画書

イ 業務責任者及び業務担当者届

ウ 業務責任者及び業務担当者経歴書

(2) データ解析完了時

ア 解析データ

イ 中間報告書

(3) 業務完了時

ア 業務完了届

イ 報告書

ウ 電子媒体（CD、DVD等）

(ア) 報告書

PDF 又は Microsoft Office 形式とする。

(イ) スクリーニング範囲、漏水箇所

シェープファイル形式とし、甲の保有する管路情報システムで取込可能なデータ構造とする。

(4) その他甲が指示するもの

1 1 検査

乙は、本業務の完了後、甲の完了検査を受けるものとし、この時点で発見された瑕疵については、甲の指示により、乙の負担で速やかに修正するものとする。

なお、完了検査後であっても、明らかに乙の過失又は疎漏に起因する不具合が生じた場合は、乙の負担により、甲が必要と認める修正を行うものとする。

1 2 守秘義務

- (1) 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 乙は、成果品（本業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

1 3 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守して行うものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は甲乙協議の上定めるものとする。